

1998年度学習院大学史学会総会

第14回学習院大学史学会大会

期日：1998年6月13日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

●プログラム：

・総会 9:45～10:45 【小講堂】

・研究報告

第1部 11:00～12:00

【第1会議室】

『続日本紀』叙位記事の再検討

学習院大学大学院博士後期課程 畑中 彩子氏

【第3会議室】

「伊能嘉矩の台湾原住民族研究—歴史学的視点からの民俗誌の読み直し」

学習院大学大学院博士後期課程 小林 岳二氏

第2部 13:00～14:00

【第1会議室】

「東山文化の担い手—古今伝授を手がかりに—」

学習院大学大学院博士後期課程 田村 航氏

【第3会議室】

「清代広東の洋米輸入論について」

学習院大学大学院博士後期課程 大間知 利尚氏

第3部 14:00～15:00

【第1会議室】

「幕府法令にみる人身把握の基調」

学習院大学大学院博士後期課程 五島 敏芳氏

【第3会議室】

「19世紀後半～20世紀初頭ルーマニアにおける農村問題」

—研究の新たな可能性を模索して—

学習院大学大学院博士後期課程 宮地 弘子氏

・ 講演 【小講堂】

15:30～16:30

「スパルタとともに」

前学習院大学教授 清水 昭次氏

16:45～17:45

「中世後期、東西両地域間の所領相博に関する一考察」

前学習院大学教授 新田 栄治氏

・ 懇親会

【第1～3会議室】 18:00～20:00

●研究報告要旨：

『続日本紀』叙位記事の再検討

畑中 彩子氏

『続日本紀』叙位記事を検討し、八世紀の叙位及び背後の社会変化を考察する。

律令制を考える上で、律令国家の構成要員である、所謂律令官人の研究は不可欠である。官人が位階によって規定され、この位階に基づいて官職に就いたことは既に指摘される点である。よって、官人に位階を授与する叙位は、律令国家維持の上で最も重要かつ基本的な政務の一つである。

叙位は毎年の「考」を基にした成選叙位、後に五位以上官人の叙位の中心の場となる正月定例叙位、天皇即位や反乱の功績に伴う臨時叙位の三種に大きく分類できる。五位以上官人は令の規定によると「天皇勅授」とされるが、八世紀初頭は六位以下官人と同様に成選叙位の対象であり、正月叙位も内実は「4考（或いは6考）」を満たした成選者中心のものであった。しかし昇進サイクルが消滅、実施理由の不明な臨時大規模叙位が増加し、さらに「養老令」の施行及び慶雲三年格への選限復帰等は加階速度に影響を及ぼさなかったことから、遅くとも天平宝字年間には五位以上官人の考選による叙位形態は実質的に停止しており、かつこれ以降の五位以上官人の叙位は正月叙位・臨時大規模叙位に移管されていることがわかる。正月及び臨時大規模叙位は、大規模な叙位が年一回まとめて実施されていた天平年間前半まではその人員構成に特別な差異は見られず、多くの官人が正月叙位のみならずこれらの臨時叙位で昇進していることから、本来正月に実施すべき叙位が延期され、同年中に予定される慶賀的行事（即位・立太子・律令施行等）と共に臨時という形態をとって実施されたと推測できる。

しかし、天平年間末期に始まる各行事毎の小規模叙位の増加は叙位の意義を大きく変化させるものであった。この時期には内外五位制が停止され、「養老令」施行に伴う選限の延長など制度的側面も改定されている。仲麻呂政権、孝謙即位が叙位に何らかの影響を及ぼしたと想定できるのである。

八世紀において、叙位は官人にとっていかなる意味を持っていたのであろうか？叙位形態の変化は、叙位に対する官人及び社会の意識の変化に連動する。そこで律令規定通りの機械的ともいえる加階から、功績に直結した叙位へ移行していく背景及びその意義について考えてみたい。と同時に、『続日本紀』叙位記事の信憑性についても言及する予定である。

「伊能嘉矩の台湾原住民族研究—歴史的視点からの民俗誌の読み直し」

小林 岳二氏

伊能嘉矩（一八六七～一九二五年）は、日本による台湾の植民地統治初期、一八九五年から一九〇六年まで台湾に滞在し、台湾の歴史や民族を精力的に研究した。編著書は計 15 冊にのぼり、特に『台湾蕃政志』（一九〇四年）や台湾文化志『台湾文化志』（一九二八年）は現在でも台湾史研究に必須の書物として読み続けられている。

報告者は共同研究で、伊能家に継承され、現在、岩手県遠野市立博物館に受託管理されている未発表原稿や写真資料を整理・検討し、写真集として編集した。写真集は本年中には、台湾より出版される予定である。本報告は写真集収録の拙稿「伊能嘉矩の台湾原住民族研究の人類学的価値」をもとにしている。

伊能の研究は、その民族分類が現在の学術的分類の嚆矢になったことなど高く評価されている面もあるが、一方、誤りとして強く批判されている部分もある。さりながら伊能の研究は今だからこそ読み直されるべきだと考える。まず、民族学的関心として、民族誌の歴史性という問題との関わりがある。機能分析の手法で記された従来民族誌は、歴史的状況や書き手の認識といった問題を直視せず、「伝統」文化を再現しようとしてきた。伊能の著作も民族誌としての誤りを指摘して顧みないのではなく、一百年前に作成されたということを経れば新たな発見をすることができる。歴史的関心としては、従来、日本における植民地史研究では、たとえば清代から日本統治期への移行期における連続性や台湾社会そのものへの関心が希薄であったが、伊能の著作は、まさに一百年前の台湾社会の有り様を理解するのに格好の史料といえ、今後の植民地史研究にもっと活用されてもよい内容を含んでいる。

報告では、まず伊能の研究を支える思想を検討する。伊能は台湾原住民族の人類学的調査のために、戦火冷めやらぬ領台初年に渡台した。研究の目的は、植民地住民への教育法確立のための基礎資料作成であり、そのために調査では、民族の文化や社会構造だけでなく、民族成員の先天的・後天的能力にまで関心が向けられた。調査結果では、統治の将来性を強調し、台湾総督府の「生物学的植民地経営」という統治方針を強く援護することになった。

次に伊能の研究論文が後世に与えた影響について触れる。影響は学界だけでなく、無文字社会であった原住民族への文字資料流入として及んでいる。最後に、近年活字化された調査日記の、台湾の民族史や社会史研究のための史料価値を論じる。19世紀末の原住民族・漢族、新来の統治者日本人との複雑な関係を示す重要な同時代史料として評価できる。

「東山文化の担い手—古今伝授を手がかりに—」

田村 航氏

内藤湖南は言う。日本の歴史は応仁の乱を以て二分できると。これを承け、東山文化は日本文化史上の一大転換期とよく見られる。日本の伝統文化とされるものの源泉は、十五世紀のこの時期によく求められる。重要な指摘なのは言を俟たない。されど、現代の起源を、もしくは新しいものの発芽ばかりを求めているように思われてならない。本報告では、かかる東山文化観に若干の疑問を呈したい。

東山文化に対する切り口のひとつとして古今伝授に注目している。『古今集』解釈の唯一正統の相伝を古今伝授と言う。その中心的なにない手として宗祇がいる。宗祇は貴顕層に教えを授けていた。貴顕層から見れば宗祇は師に当たる。一方では、しかし、宗祇は別の評価をも貴顕層から受けていた。宗祇は「世捨人」（『竹林抄』）であり、「乞食僧」（『後法音院記』）であり、また「氏モナキ者」（『湯川彦衛門覚書』）であった。これを以て宗祇を卑賤な出自とする説もある。だが「乞食僧」「世捨人」を出自とみなすのは不適當で、むしろ連歌師の身分を指していたのではないか。

連歌師は「よき連歌のよりあひ、神明納受の法楽成べし」（『七十一番職人歌合』）や諸記録の如く、本来は神仏を祭る者と思われる。となれば、僧形なもの、また時宗との密な関係も頷ける。そしてかかる点に連歌師の体制外者としての性格も認められよう。宗祇が「乞食僧」である意味も恐らくここに読み取れる。

当時の足利幕府の文化営為・文化事業にはこの種の体制外者の姿が散見する。茶や立花は同朋衆がにない、猿楽や当道座は幕府の保護を受け、作庭には河原者が関与している。この時期の文化の一側面として体制外者と貴顕層との結び付きが窺える。古今伝授もまた、こうした流れの中で捉えられるだろう。

以上の如き、貴顕層と体制外者との結び付きが南北朝期に始まり、下克上へ繋がってゆくとする説がある。諾える部分はある。しかるに、蟬丸を醍醐帝の皇子とする伝承や白拍子と後白河院の結び付きも考えれば、必ずしもそうとばかりは言えない。これらをも視野に入れたなら、東山文化は転換期としてよりも、古い時代からの連続としての顔ももつ。その際、ホイジンガの言葉が想起される。ホイジンガは言う。十四、五世紀をルネサンスの告知ではなく、中世の終末と見るべきだと。

清代中期以降、広東省は、商品作物の栽培・手工業の発展・対外貿易の隆盛に観られるように、著しく経済が発展した。この経済発展を背景にするかのように、道光六年に両広総督阮元が学海堂を設置する頃までに、広東出身の知識人は集団を形成し、「地方」としての広東省を中心とする認識を持つようになる。例えば、広東省の来歴についての書物を著すほか、両広総督・広東巡撫の幕友として経済政策を論じ、意見を提供した。

嘉慶年間以降、アヘン密輸が盛んになり、解決策が論じられる。中央官僚の多くは、対外貿易は中国が外国に与える恩恵だから、貿易そのものを中止してアヘン密輸を断絶しようと主張した。一方で、広東の知識人は、アヘン密輸商人の活動により、広東十三行と呼ばれる正規の商人が不等に損害を被ることを問題視し、アヘン密輸のもたらす経済的損失を解決するために、重税を課してアヘンを合法化し、次第に密輸を断絶するように論じ、総督・巡撫などの官僚に提言する。このような、彼らのアヘン密輸断絶論については、既に先行研究により明らかにされている部分が多くある。ただし、彼らがアヘン密輸の断絶と洋米輸入を相関して論じたことについては、未だ明らかにされていない部分があるように思われる。

私は、やや視点を変えて広東の知識人の洋米輸入論を、明らかにしたいと思う。彼らはアヘン密輸により広東十三行が不当に損害を被ることを問題視したが、貿易を中止することはできないと考えていた。外国商人は中国から茶などを購入する代価を得るために、中国にアヘンを密輸している。そこで有害無益なアヘンではなく、商品経済の発展により著しく不足しつつあった米穀を購入してやれば、自然と外国側もアヘンではなく米穀を運び来るようになり、中国・外国ともに利益を得られるだろうと、論じる。彼らは、そのために関税の免除を行って、洋米の輸入を促進するように、官僚に提言し、また巡撫・総督もこれを受けて実際に関税の免除を行った。

またその一方で、広西省から広東省へと、青田買いなどにより大量に米穀が移出され、広西省では著しく米穀が不足して、阻米運動が発生していた。しかし広東の知識人はその移出を通常の商業活動として、逆に阻米運動を批判する。

広東の知識人は、商工業・貿易により繁栄する広東省の状況を理解して、中央の官僚と異なって、広東省の利害を中心にした議論を展開する。このような彼らの議論から、清代後期において、「中央」に対立しがちに発生し始めた「地方」の存在を見受けられるのではないだろうか。

本報告の目的は、人別改め（帳）・宗門改め（帳）・宗門人別改め帳）のそれぞれの位置関係を整理し、近世における人身把握の基調として特に宗門人別改め制度の実態的確立前の人身把握のあり方を明らかにすること、である。検討素材には、人身把握の問題を考える際に大きな要素となる、人の移動に関する幕府法令を取り上げ、特に百姓の場合を主な対象とする。

一般的に近世領主の百姓支配は、個別的直接的な人身支配というより「石高」制や村を媒介とする行政支配であった、といえる。とはいえ、領主の人身把握の意図がなかったとはいえない。例えば、幕府は国家的反逆人たるキリシタン摘発のための宗門改め・飢饉等非常時の村勢把握・人口調査的な人別取調べ等を令していき、百姓はじめ庶民一人ひとりに立ち入った宗門人別改め制度を確立させる。それは寺壇制度や本末制度の展開とも平行し、幕府は寺院を通して百姓個々人の移動を掌握しえた、とまでいいうる。

一方で先学は、例えば近世初期・前期におけるさまざまな人別帳・宗門帳類の存在を指摘し、現夫役減少の傾向と平行した人別改めの後退から宗門人別帳の形成を説く。また、この時期の当該法令・規定の少なさは制度としての内実の基本を曖昧なままにしている。このような状況にあっては、人別帳・宗門帳・宗門人別帳類が、その存在を成立させた当初から（近世のはじめから）、百姓の存在証明の材料となりえたか、疑問が生じるのである。近世初期・前期において百姓の存在証明の材料が人別帳・宗門帳・宗門人別帳類に求められない場合、その存在証明のあり方はいかに確保されていたのか。その時期の幕府の人身把握の意図とあり方はいかなるものだったのか。これらを問題とし、幕法の検討に沿って議論を進めていく。

まず、人別改め・宗門改めに関わる先行研究の成果から、およその時期区分（寛文・享保・寛政・天保の各期）と諸留意点を確認する。その上で、明示された幕府の意図としての法令か制度的に行なわれた実態かの区別に問題点を指摘する。続いて寛文一一（一六七一）年令や享保期法令等の再検討から、宗門人別改め制度の確立期や人別改めと宗門改めの系統混乱への疑問と再解釈を行ない、幕法レベルでの宗門人別改め帳不存在を仮説として提示する。幕政機構に分掌・委任を含む状態から官僚制的な内実への整備、村請制の進展、農民層分解等の諸変化が起こる中、（公儀たる）幕府は、当初ゆるやか（に見える）人身把握のあり方からヨリその意図を明確にしていく、というおよその流れを確認し、この流れの中でまさに現実の問題となるのが人（特に百姓）の移動であったと指摘する。

次に、幕府（民政直接担当者）の百姓移動に関する規定を含む法令から、出村者・来村者への注意の所在を析出し、「慥成者」であることが要求されていたことを指摘する。正徳六（一七一六）年四月八日高札に、はじめて人別帳・宗門帳収載が条件となることを見出し、その画期性を説く。以後の諸法令の概観から、天保の人返し令の画期性も指摘する。

以上から、近世初期・前期の移動する者へ要求された「慥成者」であることを人身把握の基底に置き、元禄から享保ごろまでの緩やかな変化を過程として経て確立した宗門人別改め制度はそこへ重層的に被さるよう機能していたことを結論する。

「19世紀後半～20世紀初頭ルーマニアにおける農村問題

—研究の新たな可能性を模索して—

宮地 弘子氏

19世紀後半から20世紀初頭にかけての農村問題は、ルーマニア史研究において最も盛んに議論されてきたテーマのひとつであるが、特に一九八〇年代以降、研究は下火となっている。本報告は、まず、研究史の流れを追いながらルーマニアの農村問題についてある程度踏み込んだ説明を行い、その上で、いわば忘れられつつある当該テーマを再検討する必要性を明らかにし、それによって見えてくる研究の新たな可能性を提示することを目的とする。

19世紀後半～20世紀初頭ルーマニアにおける農村問題の根幹をなすのは、農民所有地の不足と土地貸借料の高騰であり、こうした状況を背景に、一九〇七年には大農民一揆が勃発している。これらの事象を材料に行われた議論は、一九六〇年代まではマルクス主義史観に則った「移行」あるいは「階級」についての論争に終始していたが、一九七〇年代になると、特にルーマニア国外の研究者によって、世界システム論その他の方法を用いた分析が行われるようになった。このような新しい試みは、言うまでもなく、マルクス主義史観に替わる新たな一般理論の構築と、それまで経済面に偏重していた研究視点の多様化を図ったものである。ところが、世界システム論による一般理論構築の試みは、敢えてルーマニア農村を取り上げる意味を薄れさせ、また、研究視点を多様化する試みは、農村問題研究の新局面を切り開くというよりも、むしろ研究分野を細分化させる方向に作用しているといえよう。

こうして、マルクス主義史観という「アイデンティティを喪失して以降、それに替わる大きな研究コンセプトをみつけることなく衰退していった19世紀後半～20世紀初頭ルーマニアの農村問題研究であるが、昨今の歴史研究の動向や国際情勢を鑑みると、新たな視点から再検討する余地、あるいは必要性を感じざるを得ない。例えば、農民の日常における社会的結合や心性といった面からのアプローチを試みることは、西欧の諸研究との比較を可能にするという点で有望である。また、近年、ルーマニアを含めた東欧諸国で民族問題が再燃しているが、これまで当然と思われてきた様々な固定観念を外して当該テーマを再検討することなしに、この問題を読み解くことはできない。

方法の問題は、歴史研究における裏方的存在といえよう。しかし、日本において東欧史研究を進める場合、方法の問題を熟考し、研究史上の自らの位置を理解することがまず第一に重要であるという確信から、報告内容は以上のようなものとなった。